

令和 5 年 5 月 15 日現在

機関番号：13601

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2022

課題番号：20K13310

研究課題名(和文) 行政法における組織規範の法的性質

研究課題名(英文) Legal Nature of Organizational Norms in Administrative Law

研究代表者

船渡 康平(Funato, Kohei)

信州大学・学術研究院社会科学系・准教授

研究者番号：70802651

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：行政法学の重要な課題として、組織規範の法としての特質を解明することが挙げられる。本研究は、日本法において組織規範の特質として挙げられる、「組織規範は裁判規範性を持たない」、「組織規範は自然人の行為を行政主体へと帰属させる」という2つの特質が、組織規範に結合するか、結合するとしてそれはいかなる理論構成においてか、結合することの帰結はいかなるものか、を検討することで、前記の課題の遂行を目指すものである。検討の結果として、これら2つの性質は組織規範に結合させ得ること、しかしそれでもこれら2つの性質は組織規範に特有のもの(特質)ではない可能性があること、を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は次の通り。すなわち、組織規範の特質として挙げられるものが組織規範に結合するかどうか、するとしてその理由は何か、という、これまでの議論で十分に論じられていなかった点を比較法研究により解明し、従来の議論の欠缺を埋めることができた。本研究の社会的意義は次の通り。すなわち、本研究により、裁判において組織規範違反が問題とされる範囲・理由を検討することが可能になったため、組織規範の扱いに関する今後の裁判実務を肯定・否定し、その理由を検討するための基礎が提供された。

研究成果の概要(英文)：One of the important tasks in administrative jurisprudence is to clarify the characteristics of organizational norms as law. This study aims to accomplish the task by examining whether the two characteristics of organizational norms in Japanese law, namely, "organizational norms do not have judicial normativity" and "organizational norms attribute the acts of natural persons to administrative entities," can be combined with organizational norms, and if so, in what theoretical structure, and what the consequences of such a combination are. As a result, I found that these two natures can be combined with organizational norms, but even so, these two natures may not be specific to organizational norms(meaning, these two natures may not be characteristics).

研究分野：公法学

キーワード：行政組織法 組織規範 裁判規範性 帰属 行政行為

## 1. 研究開始当初の背景

行政法学は法を用いて行政を認識し秩序づける営みであり、この営みにおいて用いられる法の性質を解明することは行政法学の重要な課題である。今日、行政法を構成する法として、実体法・手続法と並び組織法(以下「組織規範」ということがある)の重要性が認識され、組織規範の法としての性質について萌芽的な研究がなされつつある。

この研究のうち、行政統制の手段として組織規範を把握する試み(大橋洋一「制度変革期における行政法の理論と体系」同『都市空間制御の法理論』(有斐閣、2008)351-352頁、宇賀克也『行政法概説(第7版)』(有斐閣、2020)47-48頁)が特に注目される。なぜなら、この試みは、行政統制に関わり得るといふ、行政法を構成する法に共通の性質に着目しており、翻って、行政統制への各法の関わり方の差異をあぶり出し、各法の、特に組織規範の特質を明らかにできる可能性を潜在させるからである(大橋・前掲352頁)。

しかし、この試みは組織規範の特質を解明する作業を実行していない。実際、行政統制のあり方に関わる組織規範の特質として、組織規範は裁判規範性を持たない、組織規範は自然人の行為を行政主体へ帰属させる、という2つの伝統的理解が、それぞれ論ずべき問題を抱えるにもかかわらず、検討が不十分なまま存置されている。本研究は、行政統制の手段として組織規範を把握する試みを発展させるために、行政統制の最重要形態である、私人に向けた行政作用の裁判統制を想定し、その理解を統制の前提に関わるものとして、その理解を統制の帰結に関わるものとして対応させ、これらの伝統的理解を再検討するものである。

## 2. 研究の目的

本研究は、日本法の検討により次の問題を設定し、これらの問題に対する解答を提示することを目的とした。

第1に、組織規範が裁判規範性を持ち得るか。この問いは、以下の2つに細分化される。ア)ある法規範が取消訴訟における裁判規範性を持つためには、当該法規範が外部効果を持つことが必要か、その外部効果の内実はいかなるものか。イ)裁判規範性の要件として法規範の外部効果を要求し、かつ、外部効果の内実を、行政の義務付け・私人の権利利益の保護と考えるとして、組織規範は、これらの外部効果を持つか。私人の権利利益を保護するとすれば、そこでの私人の権利利益はいかなるものか。

第2に、行政行為と目される行為が組織規範に違反した帰結はいかなるものか。この問いは、以下の2つに細分化される。ア)自然人の行為を行政主体へと帰属させるという性質を、組織規範に結合させるか、根拠規範にも結合させるか。また、組織規範のみに結合させるとして、すべての組織規範に結合させるか、一部の組織規範のみに結合させるか。これらの選択を支える理由は何か。さらに、帰属の対象は、行為・法効果のいずれか。イ)すべてのまたは一部の組織規範が帰属と結合するとして、それに違反した際の帰結はいかなるものか。帰属を否定することは、いかなる意味を持ち、いかなる概念によって表現されるか。

## 3. 研究の方法

この目的を達成するために、本研究は、日本法・ドイツ法を対象とした比較法研究を行った。具体的には、次の2段階の方法を採った。第1に、2.で説明した問いに関する、19世紀末以来現在に至るまでにドイツ法の学説を可能な限り網羅的に調査し、ドイツ法において、前記の問いに対していかなる解答がいかなる根拠で提示されるのかを検討する。第2に、ドイツ法における根拠が日本法に妥当するか、妥当するとしてどの程度妥当するかという点を考察し、ドイツ法における議論を日本法にも相当程度導入できることを解明する。

## 4. 研究成果

研究成果は、大きく分けて 2 の点から説明できる。

2.で設定した問題に対して、次の解答を示すことができた。なお、問題設定およびそれに解答を与える作業は、「行政法における組織規範の法的性質(1)~(6・完)」国家学会雑誌134巻1=2号~135巻3=4号にて行われた。

第1の問題について。まず、ア)に関しては、取消訴訟が行政行為を対象とするものであること、行政行為の法規範違反に対する帰結が外部関係で問題となることから、取消訴訟における裁判規範となるためには外部効果が必要である。外部効果の内実については、取消訴訟は個人の権利を保護する訴訟であるとの理解、及び、そこでの権利を保護規範説によって基礎付けるべきとの理解から、違法性判断基準となるためには、行政を義務付け、私人に権利を付与することが必要であると解することが合理性を有する。また、取消訴訟の対象である行政行為の存否の判断基準となるためには、行政を義務付けることが必要である。次に、イ)に関しては、組織規範を類型化し、それぞれの機能・目的の考察、組織規範に対する憲法原理の要請等を考察することにより、少なくとも官庁管轄規範については、行政を義務付け、私人に権利(管轄を持つ官庁の行為を求める権利)を付与する外部効果を肯定できる。

第2の問題について。ア)に関しては、まず、行政の概念・任務の自己遂行義務等の根拠により、行政主体に対しては行為を帰属させることが必要である。そのうえで、一方で、(i)代表によって帰属が生じると考える、(ii)代表の要件として行為が代表力の範囲内であることが必要であると考え、(iii)代表形態のうち機関性の特質として、帰効のみならず帰属を可能にし、また、代表力を定めるのが組織規範であるという理解を採る、(iv)自然人から法人までの複数の帰属段階においていずれも機関性を採用する、という4つの条件を満たした場合に、組織規範と帰属とが結合する。他方で、これらの条件の一つでも満たされない場合には組織規範と帰属とが結合しない。組織規範と帰属とを結合させる場合、どの組織規範が帰属と結合するかは、ある組織規範が代表力を積極的・消極的に規律しているかどうかによって決まる。イ)に関しては、代表力を規律する組織規範に違反した場合、自然人の行為の行政主体への帰属を肯定する立場も否定する立場もあり得る。このいずれを採るかはなお検討を要するが、この検討のためには、まず、帰属を否定することの裁判上の意味を明確にする必要があるところ、訴訟法上・実体法上、帰属が否定される行為には、帰属が肯定されるが違法・無効である行為とは異なる取扱いをする可能性がある。これら2つの行為を区別しない場合には、帰属が否定される行為も無効の行政行為として表現され、区別する場合には、無効の行政行為とは異なる概念(非行為・外観上の行政行為)として表現される。非行為・外観上の行政行為という概念が認識概念にとどまるか道具概念でもあるかは、帰属が否定されるという事態と、帰属が肯定されるが違法・無効であるという事態との間に、訴訟法上・実体法上、(ドイツ法の検討で提示されたような)認識論的な差異を認めるにとどめるか(ドイツ法の検討で提示されたような)解釈論的な差異も認めるかによって決まる。

さらに、で説明した研究成果を踏まえて今後の研究課題を獲得した。具体的には、(i) 東京大学公法研究会において、「行政法における組織規範の法的性質(1)～(6・完)」について西上治准教授(神戸大学)による書評をしていただく機会と、この書評に対し研究代表者によるリプライを行う機会をいただき、参加者各位からのご指摘も相まって、本研究に残された課題を確認することができた。具体的に課題を1つ挙げれば、行政行為の存在が取消訴訟の訴訟要件となるかという問題について、不存在確認訴訟の存在意義も踏まえて考察する必要性が課題として確認できた。(ii) 権限の委任論・行政契約論に関して新規性のある研究成果を獲得できる展望を得た。いずれも期間内には成果を公表するには至っていないが、近い将来に公表できる予定である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 船渡康平	4. 巻 134巻1=2号
2. 論文標題 行政法における組織規範の法的性質（一）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-68
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 船渡康平	4. 巻 134巻5=6号
2. 論文標題 行政法における組織規範の法的性質（二）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 393-459
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 船渡康平	4. 巻 134巻7=8号
2. 論文標題 行政法における組織規範の法的性質（三）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 513-580
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 船渡康平	4. 巻 134巻9=10号
2. 論文標題 行政法における組織規範の法的性質（四）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 641-708
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 船渡康平	4. 巻 134巻11=12号
2. 論文標題 行政法における組織規範の法的性質（五）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 765-832
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 船渡康平	4. 巻 135巻3=4号
2. 論文標題 行政法における組織規範の法的性質（六・完）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 79-148
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 船渡康平	4. 巻 ジュリスト臨時増刊1570号
2. 論文標題 補助金適正化法に基づく財産処分承認と違法行為の転換（判批：最判令和3年3月2日民集75巻3号317頁）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 令和3年度重要判例解説	6. 最初と最後の頁 40-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 船渡康平	4. 巻 なし
2. 論文標題 最大判令和4年5月25日の行政法上の論点（判批：最大判令和4年5月25日裁判所ウェブサイト）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 有斐閣Onlineロージャーナル 判例詳解（記事ID：L2209004）	6. 最初と最後の頁 ページ数なし
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 船渡康平
2. 発表標題 行政法における組織規範の法的性質
3. 学会等名 神戸大学
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 船渡康平
2. 発表標題 行政法における組織規範の法的性質
3. 学会等名 京都大学
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 船渡康平
2. 発表標題 最大判令和4年5月25日裁判所ウェブサイトの行政法上の論点
3. 学会等名 現代法学方法論研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 船渡康平
2. 発表標題 評者への応答
3. 学会等名 東京大学公法研究会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 齋藤誠 = 山本隆司	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 2
3. 書名 行政判例百選 (第8版) (分担執筆)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------